

# 会 議 録

和光市公平委員会

招集日時	令和3年3月18日（木）午前8時45分			開催場所 庁議室	
宣 言	開会	時 間	午前8時42分	職・氏名	委員長 山崎 宏征
	閉会	時 間	午前9時02分	職・氏名	委員長 山崎 宏征
参 与 者	委員長	山崎 宏征		委 員	山下 麻子、樫沢 利博
出席書記	田中康一、丸山 洋司、山口 綾乃			会議録作成者	山口 綾乃
備 考					
発 言 者	議 事				
田中局長	<p>ただいまから、公平委員会を開催します。</p> <p>本日は、委員選任後初めての委員会ですので、委員長が選任されるまでの間、慣例により、私が議事を進めさせていただきます。</p> <p>それでは、「議案第1号の委員長の選挙」についてと「議案第2号の委員長職務代理者の指定」について説明させていただきます。</p> <p>地方公務員法 第10条第1項に「公平委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。」また、第3項には、</p> <p>「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員が、その職務を代理する。」とあります。</p> <p>まず委員長については、いかがいたしましょうか。</p>				
樫沢委員	引き続き山崎委員にお願いしたいと思います。				
山下委員	私もそれがいいと思います。				
山崎委員	それでは、やらせていただきます。				
田中局長	委員長代理の指定はいかがいたしましょうか。				
山崎委員長	委員長代理は樫沢委員へお願いしてよろしいですか。				
樫沢委員	承知しました。				

田中局長	それでは、委員長に山崎委員、委員長代理に樫沢委員をお願いすることで決定させていただいてよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
田中局長	ここからは、議事の進行を山崎委員長にお願いいたします。
山崎委員長	それでは、本日の議案はすべて終了しましたが、事務局から報告・連絡事項はありますか。
丸山主幹	報告がございます。 3月定例会に追加議案として上程されましたが、市の控訴案件があります。心身の故障により分限休職処分を5回受けた市の職員が、その5回は無効であるとして市を訴えました。一審では、5回目の処分のみ無効との判決が出ましたので、これに対し市が控訴するものです。 それでは、次の報告にまいります。 公平委員会所掌の規則で、管理職の範囲を定める規則がございます。例年、人事異動の際に新たな管理職の職名が加わると、規則改正の委員会を開催しております。規則改正が生じた際は、4月1日までに委員会招集の暇がないことから、委員長の専決とさせていただきたいと考えておりますので、ご了承ください。
委員	(了承)
山口主査	次に、書類の押印省略についてです。 政府の方針で、書類の押印省略が進められており、和光市でもそのように進めております。公平委員会は相手方が職員なので、本人確認が比較的容易であることから、書類の押印省略はほとんど可能であると考えております。ただし、審査請求に係る裁決書につきましては、その後裁判に使われる書類になり得ることから、従来通り委員全員の押印をいただくこととします。このことについて、もし規則改正が生じる場合は、委員長の専決とさせていただきたいと考えておりますのでご了承ください。

委員	(了承)
山口主査	<p>最後に連絡事項が2点あります。</p> <p>1点目ですが、例年5月に開催される関東・埼玉県の公平委員会総会は現段階で書面開催となっております。昨年と同様に、書面開催で評決を必要とする場合は、市としての表決は委員長の特決とさせていただきたいと思っております。</p> <p>2点目ですが、本日4月1日の人事異動内示が示される予定です。例年、教職員分の内示の追加がございますので、すべて出揃ったところでまとめて郵送させていただきます。</p>
山崎委員長	<p>ほかにありますか。</p> <p>では他になければ、本日の委員会を閉会します。</p> <p>ご苦労様でした。</p>